

告 示

三重県告示第 491 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 28 年 7 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 起業者の名称

伊賀市

2 事業の種類

伊賀市庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県伊賀市四十九町字鍋沢及び字平地内

(2) 使用の部分

三重県伊賀市四十九町字平地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

「伊賀市庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）」は、伊賀市が伊賀市庁舎整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、庁舎を伊賀市四十九町に整備しようとするものであり、法第 3 条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊賀市は、平成 26 年第 5 回伊賀市議会（定例会）において「伊賀市役所の位置を変更する条例」を制定しており、また、庁舎整備に係る予算については、庁舎建設基金、合併特例債及び一般財源により、事業を遂行するための必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると考えられる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

伊賀市本庁舎は、平成 16 年度の合併によって、行政規模が拡大したことに伴い、会議室を執務室に転用するなど、狭隘化が課題となっていた。平成 24 年度に庁舎建替の準備にあたり、北庁舎等を解体したことに伴い、本庁機能が現在の庁舎（南庁舎）だけでは収まらず、複数の支所等に分散することになった。また、南庁舎は建築後 50 年以上が経過しており、躯体はもとより給排水、衛生、電気等設備の老朽化が進み、維持管理費が増大している上、近年の情報化やバリアフリーの対応に支障を来している。このような状況を踏まえ、整備計画に基づき新庁舎を整備することにより、次のような公益性が期待できる。

(ア) 現在、分散している本庁機能を 1 箇所に集約することにより、来庁者の移動負担を解消するとともに、行政サービスの利便性の向上が図られる。

(イ) 起業地が県伊賀庁舎に隣接していることから、児童福祉に関する相談・窓口業務、旅券や建築確認の申請手続等については、市と県の業務上の連携が一層強化されることにより、市民への行政サービスの向上が見込まれる。

(ウ) 市域全体からみて緊急輸送道路である名阪国道近くの起業地に新庁舎を移転することは、災害発生時における復旧・復興の拠点施設として有効である。また、起業地が県伊賀庁舎に隣接していることから防災拠点として市と県の連携、情報共有等においてもより一層の強化、円滑化を図ることができる。

(エ) 新庁舎は高い耐震性が確保された設計になっているため、市民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎と考えられる。また、バリアフリーの実現により、年齢、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい庁舎になると考えられる。

これらのことから、本件事業を施行することにより得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく対象事業に該当しない。本件事業の起業地が所在する地域は、三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）に基づく三重県自然環境保全地域に指定されていない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護するために特別の措置を講ずべき文化財及び動植物の存在は、確認されていない。

これらのことから、周辺的生活環境に与える影響は少ないと考えられるため、本件事業を施行することにより失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、伊賀市庁舎整備計画検討委員会において市民説明会及びパブリックコメントにより具体的な庁舎整備候補地とした4つの候補案を選定した上で、社会的、技術的及び経済的項目等に関する比較検討が行われている。

起業地は、経済性で最も優位である。また、県伊賀庁舎と隣接することにより、行政サービス及び防災拠点としての機能が他案より優れていること等から、社会的、技術的及び経済的な条件を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、分散している本庁機能を早期に1箇所に集約し、行政サービスの利便性の向上を図るとともに、現庁舎の老朽化及び耐震性の両面で早急な対策を講じるものであり、いつ発生するかわからない大規模災害時においては復旧・復興の拠点として市民の安全・安心を守る役割を果たせる庁舎の整備をするものである。

これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業における新庁舎の規模については、整備計画において本庁機能と支所機能の業務分担を行った上で、一般的な算出方法である総務省「地方債同意等基準」等を利用して庁舎の必要面積を積算し、その基準等を下回っている。駐車場の面積については、駐車場設計・施工指針において来庁者、公用車及び職員用にそれぞれ検証した必要台数から求められる面積であることから、必要最低限の面積である。

よって、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、時限的に使用する職員駐車場についての範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条各号の全ての要件を充足すると判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 伊賀市本庁舎
